

第10章 準備書に対する意見及び事業者見解

10.1 準備書に対する環境の保全の見地からの意見と事業者見解

環境の保全の見地からの意見はなかった。

10.2 準備書に対する関係市町長意見と事業者見解

東員町長意見及び事業者見解は、表 10-1 に示すとおりである。

なお、桑名市長からの意見はなかった。

表 10-1 東員町長意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
1	総則	常に最新の技術と知見の情報収集に努め、環境への負荷の回避・低減対策に反映すること。 工事中及び供用開始後に予測し得なかった環境影響が生じた場合には、事業の中断・凍結を含め適切な対応をすること	事業の各段階で最新の技術と知見の情報収集に努め、必要に応じて環境保全措置に反映することにより、環境への負荷を実行可能な範囲で出来る限り回避または低減します。 また、工事中及び供用開始後に予測し得なかった環境影響が生じた場合には、追加的な環境保全措置や、施工計画または供用時の運転計画の見直しを検討し、環境影響の低減を図ります。

10.3 準備書に対する知事意見と事業者見解

知事意見及び事業者見解は、表 10-2(1)～(2)に示すとおりである。

表 10-2(1) 知事意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
1	総則	事業の実施にあたっては、環境保全対策に関する最新の知見を考慮し、より一層の環境影響の低減に努めること。	事業の各段階で最新の知見の情報収集に努め、必要に応じて環境保全措置に反映することにより、環境への負荷を実行可能な範囲で出来る限り回避または低減します。
2	総則	評価書の作成までに、詳細な工事内容及び施設概要が明らかとなり、予測、評価及び環境保全措置に変更を生じる場合は、それら工事内容等を反映した評価書を作成すること。	本事業はDBO方式（公共が資金調達し、公共が所有権を有したまま、施設の設計・建設及び、維持管理・運営等の業務を民間事業者に包括的に委託する方式）により整備することとしており、民間事業者の選定後に実施設計・施設建設を行うことから、準備書から施設計画及び工事計画は変更しておりません。 なお、工事中及び供用開始後に予測し得なかった環境影響が生じた場合には、追加的な環境保全措置の検討、施工計画の見直し、供用時の運転計画の見直し等の適切な対応を行います。
3	大気	大気汚染防止法の改正に伴い、当該施設は水銀排出施設として水銀及びその化合物の排出が規制されることになるため、同法に基づく排出基準を遵守すること。	排ガス処理設備として、ろ過式集じん器（バグフィルタ）を設置し、合わせて活性炭等の吹き込みを併用することによって、大気汚染防止法に基づく排出基準を遵守します。 なお、煙突排出ガスの汚染物質排出濃度を改正大気汚染防止法の排出基準（0.03mg/Nm ³ ）とし、ごみ処理施設からの排出ガスによる影響を予測しました。 【評価書第7章 7.1大気質 7.1.2予測 (4)ごみ処理施設からの排出ガス 参照】
4	大気、騒音、振動、悪臭、水質	存在及び供用時における各種測定については、環境影響評価の事後調査としてではなく、運営・維持管理における測定として実施する計画となっていることから、関係法令等に基づく測定を確実にを行い、施設を適切に管理すること。	関係法令等を踏まえ、表10-3に示す測定項目及び頻度の測定を実施し、適切に施設を管理します。

表 10-2(2) 知事意見と事業者見解

番号	項目	意見	見解
5	騒音	<p>工事用車両の走行による騒音影響について、環境保全措置として「工事用車両運行ルート分散」を実施することによって、基準又は目標とした値を下回る計画となっているが、事後調査結果がその値を超過した場合には、更なる措置を検討のうえ実施すること。</p>	<p>事後調査において環境影響が明らかとなった場合は、工事用車両運行ルートの再検討や運行方法の指導等を行うことによって環境影響の低減に努めます。</p>
6	水質、水生生物	<p>三重県指定天然記念物である「嘉例川ヒメタイコウチ生息地」と、対象事業実施区域からの排水の流路との位置関係が不明確であるため、評価書で明らかにすること。</p>	<p>調査地点の属する支川が、三重県の天然記念物である嘉例川ヒメタイコウチ生息地の属する支川とは異なることを評価書に記載しました。 【評価書第7章 7.7水生生物 7.7.1現況把握参照】</p>

表 10-3 運営・維持管理における測定項目及び頻度

項目	測定項目	頻度
ごみ質	単位容積重量、三成分、低位発熱量、元素分析、種類組成	1回/月以上
排ガス	いおう酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物	6回/年以上（各炉）
	ダイオキシン類	1回/年以上（各炉）
	排出ガス温度、排出ガス流速、湿り排出ガス量、乾き排出ガス量、二酸化炭素、酸素、一酸化炭素、窒素、空気比、水分量	6回/年以上（各炉）
	水銀	2回/年以上（各炉）※
騒音・振動・悪臭	騒音	1日/年（4ヶ所）以上
	振動	1日/年（4ヶ所）以上
	悪臭（特定悪臭物質、臭気指数）	1日/年（2ヶ所）以上
焼却主灰	熱しゃく減量	1回/月以上（各炉）
	<重金属溶出試験> アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン	4回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
飛灰又は飛灰処理物	<重金属溶出試験> アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン	4回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
放流水の水質	水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数、全窒素、全リン	1回/月以上
	カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物、シアン化合物、水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物	1回/年以上
	ダイオキシン類	1回/年以上
作業環境	<本施設> ダイオキシン類	1回/6ヶ月
	<居室> 浮遊粉じん、一酸化炭素、二酸化炭素、気温、相対湿度、気流、ホルムアルデヒド	1回/2ヶ月

※)「大気汚染防止法の一部を改正する法律等の施行について」(平成 28 年 9 月 26 日環水大発第 1609264 号)による。

出典:「ごみ処理施設整備運営事業要求水準書(管理運営業務編)」(平成 28 年 8 月、桑名広域清掃事業組合)